

## 別 表

### (一)点検・診断等業務

| 資格が対象とする区分                    |       |                           | 必要な知識・技術                                                                                                  |
|-------------------------------|-------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設分野等                         | 業務    | 知識・技術を求める者                |                                                                                                           |
| 土木機械設備                        | 診断    | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者) | 土木機械設備の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力                                                     |
| 公園施設(遊具)                      | 点検    | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者) | 公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                                             |
|                               |       | 業務を担当する者(担当技術者)           | 公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術                                                               |
|                               | 診断    | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者) | 公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                                             |
|                               |       | 業務を担当する者(担当技術者)           | 公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術                                                               |
| 公園施設(樹木)                      | 点検    | 業務を担当する者(担当技術者)           | 公園施設(樹木)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術                                                               |
|                               | 診断    | 業務を担当する者(担当技術者)           | 公園施設(樹木)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術                                                               |
| 堤防・河道                         | 点検・診断 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者) | 堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                                                       |
|                               |       | 業務を担当する者(担当技術者)           | 堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術                                                                         |
| 水道施設(水道管路施設を除く)               | 点検・診断 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者) | 水道施設(水道管路施設を除く)の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                                             |
|                               |       | 業務を担当する者(担当技術者)           | 水道施設(水道管路施設を除く)の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術                                                               |
| 水道管路施設<br>(バルブ・その他の管路付属設備を含む) | 点検・診断 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者) | 水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む)の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                                   |
|                               |       | 業務を担当する者(担当技術者)           | 水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む)の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術                                                     |
| 下水道管路施設                       | 点検・診断 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者) | 下水道管路施設の点検・診断業務を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な点検・診断手法を選定する能力、異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力 |
|                               | 点検    | 業務を担当する者(担当技術者)           | 下水道管路施設の点検を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異状箇所を記録する技術                                      |
| 砂防設備                          | 点検・診断 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者) | 砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                       |

| 資格が対象とする区分             |       |                           | 必要な知識・技術                                                                                   |
|------------------------|-------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設分野等                  | 業務    | 知識・技術を求める者                |                                                                                            |
| 地すべり防止施設               | 点検・診断 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者) | 地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力    |
| 急傾斜地崩壊防止施設             | 点検・診断 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者) | 急傾斜地崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力  |
| 海岸堤防等                  | 点検・診断 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者) | 海岸堤防等の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                                        |
| 橋梁(鋼橋)                 | 点検    | 業務を担当する者(担当技術者)           | 道路橋(鋼橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術 |
|                        | 診断    | 業務を担当する者(担当技術者)           | 道路橋(鋼橋)の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術                     |
| 橋梁(コンクリート橋)            | 点検    | 業務を担当する者(担当技術者)           | 道路橋(コンクリート橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術             |
|                        | 診断    | 業務を担当する者(担当技術者)           | 道路橋(コンクリート橋)の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術                |
| 橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)       | 点検    | 業務を担当する者(担当技術者)           | 道路橋(鋼・コンクリート以外の橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術        |
|                        | 診断    | 業務を担当する者(担当技術者)           | 道路橋(鋼・コンクリート以外の橋)の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術           |
| トンネル                   | 点検    | 業務を担当する者(担当技術者)           | 道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術                   |
|                        | 診断    | 業務を担当する者(担当技術者)           | 道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術                      |
| 道路土工構造物(土工)            | 点検    | 業務を担当する者(担当技術者)           | 道路土工構造物の点検業務の実施にあたり、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術                |
|                        | 診断    | 業務を担当する者(担当技術者)           | 道路土工構造物の診断業務の実施にあたり、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術                   |
| 道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等) | 点検    | 業務を担当する者(担当技術者)           | シェッド・大型カルバート等の点検業務の実施にあたり、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術  |
|                        | 診断    | 業務を担当する者(担当技術者)           | シェッド・大型カルバート等の診断業務の実施にあたり、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術     |

| 資格が対象とする区分 |            |                       | 必要な知識・技術                                                                                                         |
|------------|------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設分野等      | 業務         | 知識・技術を求める者            |                                                                                                                  |
| 舗装         | 点検         | 業務を担当する者(担当技術者)       | 舗装の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術                                                                                      |
|            | 診断         | 業務を担当する者(担当技術者)       | 舗装の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術                                                                                      |
| 小規模附属物     | 点検         | 業務を担当する者(担当技術者)       | 小規模附属物の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術                                                                                  |
|            | 診断         | 業務を担当する者(担当技術者)       | 小規模附属物の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術                                                                                  |
| 港湾施設       | 計画策定(維持管理) | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者) | 港湾施設の維持管理計画策定業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力   |
|            | 点検・診断      | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者) | 港湾施設の点検・診断業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                       |
|            | 設計(維持管理)   | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者) | 港湾施設の維持・修繕設計業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第二条及び第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                |
| 空港施設       | 点検・診断      | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者) | 滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法規等に加え、的確な点検・診断手法により、異常の程度を適切に評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力 |
|            | 設計(維持管理)   | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者) | 滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法令等に加え、設計条件を整理し、的確に設計へ反映するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力       |

この表中の公園施設(遊具)とは、都市公園法施行令第五条に規定する遊戯施設(ただし、建築基準法施行令第百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる遊戯施設を除く。)のうち、主として子供の利用に供することを目的として、地面に固定されているものをいう。

## 別 表

### (二)計画・調査・設計業務

| 資格が対象とする区分         |          |                                                | 必要な知識・技術                                                            |
|--------------------|----------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 施設分野等              | 業務       | 知識・技術を求める者                                     |                                                                     |
| 地質・土質              | 調査       | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者又は主任技術者)               | 地質・土質の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                    |
| 宅地防災               | 計画・調査・設計 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 宅地防災の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力               |
| 建設環境               | 調査       | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者)                      | 建設環境の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                     |
| 地籍調査               | 調査       | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者又は主任技術者)               | 地籍調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力                    |
|                    |          | 業務を担当する者(担当技術者)                                | 地籍調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術                                          |
| 電気施設・通信施設・制御処理システム | 計画・調査・設計 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力 |
| 建設機械               | 計画・調査・設計 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 建設機械の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力           |
| 土木機械設備             | 計画・調査・設計 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 土木機械設備の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力         |
| 都市計画及び地方計画         | 計画・調査・設計 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 都市計画及び地方計画の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力     |
| 都市公園等              | 計画・調査・設計 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 都市公園等の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力          |
| 水道                 | 計画・調査・設計 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者又は主任技術者)               | 水道の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                 |
| 河川・ダム              | 計画・調査・設計 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 河川・ダムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力              |
| 下水道                | 計画・調査・設計 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者)                      | 下水道の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                |
| 砂防                 | 計画・調査・設計 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 砂防の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                 |
| 地すべり対策             | 計画・調査・設計 | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 地すべり対策の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力             |

| 資格が対象とする区分 |                  |                                            | 必要な知識・技術                                                                          |
|------------|------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 施設分野等      | 業務               | 知識・技術を求める者                                 |                                                                                   |
| 急傾斜地崩壊等対策  | 計画・調査・設計         | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 急傾斜地崩壊等対策の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                        |
| 海岸         | 計画・調査・設計         | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 海岸の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                               |
|            | 調査               | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 海岸の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                                     |
| 道路         | 計画・調査・設計         | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 道路の計画・調査・設計業務(橋梁の計画・調査・設計・トンネルの計画・調査・設計を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力 |
| 橋梁         | 計画・調査・設計         | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 道路の橋梁の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                            |
| トンネル       | 計画・調査・設計         | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 道路のトンネルの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                          |
| 舗装         | 計画・調査・設計         | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 道路の舗装の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え業務の管理及び統括を行う能力                             |
| 港湾         | 計画・調査(全般)        | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 港湾の計画・調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                                  |
|            | 計画・調査(深淺測量・水路測量) | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 港湾の計画・調査業務のうち、深淺測量・水路測量に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                |
|            | 計画・調査(磁気探査)      | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 港湾の計画・調査業務のうち、磁気探査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                     |
|            | 計画・調査(潜水探査)      | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 港湾の計画・調査業務のうち、潜水探査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                     |
|            | 計画・調査(気象・海象調査)   | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 港湾の計画・調査業務のうち、気象・海象調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                  |
|            | 計画・調査(海洋地質・土質調査) | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 港湾の計画・調査業務のうち、地質・土質調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                  |
|            | 計画・調査(海洋環境調査)    | 業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者) | 港湾の計画・調査業務のうち、環境調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力                     |
|            | 調査(潜水)           | 業務を担当する者(担当技術者)                            | 港湾の調査業務のうち、潜水作業を伴う業務を確実に                                                          |
| 空港         | 設計               | 業務の管理及び統括等を行う者                             | 港湾施設の設計業務を確実に履行するために必要な                                                           |
|            | 計画・調査・           | 業務の管理及び統括等を行う者                             | 空港土施設計の計画・調査・設計業務を確実に履行す                                                          |

## 別 表

### (三)横断型業務

| 資格が対象とする区分 |                                                                                                          |                                  | 必要な知識・技術                                                        |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 施設分野等      | 業務                                                                                                       | 知識・技術を求める者                       |                                                                 |
| 全施設        | データ管理<br>(BIM/CIM<br>(複数の土木<br>業務・工事で<br>作成した3次<br>元モデルを<br>統合し、活用<br>する業務を<br>いう。以下こ<br>の表におい<br>て同じ。)) | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者又は主任技術者) | 業務の管理及びデータ管理(BIM/CIM)を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力 |
| 全施設        | 測量(UAV<br>測量(無人航<br>空機による測<br>量をいう。以<br>下この表に<br>おいて同<br>じ。))                                            | 業務の管理及び統括等を行う者<br>(管理技術者又は主任技術者) | UAV測量業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力               |